

人権擁護委員の日 ～特設人権相談所の開設～

人権擁護委員が、悩みや人権の相談に応じます。

■ 相談は、無料で秘密は固く守られます ■

1. 日時 12月5日(水) 10:00～15:00

2. 場所 東通村役場 4階和室

＜お問い合わせ先＞ 税務住民課 住民グループ ☎27-2111 (内線162)

☆堆肥供給センターからのお知らせ☆

当センターにあります牛糞堆肥を、ハウス・田畑・花・木などにぜひご活用ください。化学肥料の高騰や健康な土づくりを基本とした環境にやさしい農業の推進により、良質堆肥の利用は益々増えるものと思われま

す。なお、堆肥供給センターまでの区間は道路幅が狭いうえ、下記の期間は混雑しますので、大型車での運搬はご遠慮ください。(※大型車での運搬は受付致しません)

料金につきましては、村内の方は無料、村外の方は1㎡当り2,000円となっております。

◆日 時：平成24年11月25日～11月26日までの2日間
午前9時～午後4時まで

◆場 所：東通村営第1牧場内『堆肥供給センター』

＜お問い合わせ先＞ (社)東通村産業振興公社 ☎47-2115



事業主の皆様へ



個人住民税 特別徴収の
チエブクロウ先生

個人住民税は特別徴収で納めましょう

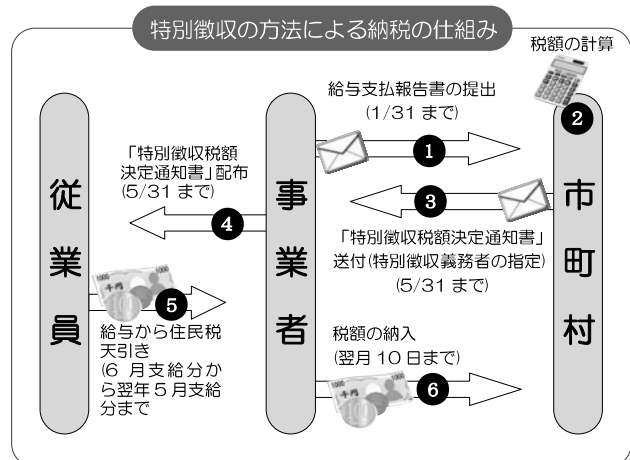
●特別徴収とは？

所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者が、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収(天引き)し、従業員の住所地の市町村に納入していただく制度です！

●特別徴収義務者の指定

地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業主は、市町村の指定により、従業員の住民税を特別徴収していただく義務があります。

村では、現在特別徴収義務者の指定を受けていない事業者の皆様へも、今後、特別徴収事業者として指定を行うよう事務手続きを進めておりますので、ご協力をお願いいたします。



＜お問い合わせ先＞ 税務住民課 住民税特別徴収担当 ☎27-2111 (内線141)